

保護者各位

緊急事態宣言時の利用料等の変更部分のお知らせ

保護者の皆様には、当法人の運営につきまして、平素よりご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、4月当初、緊急事態宣言が出ることは予想されておらず、4月の利用料におきまして平月と同じ扱いになることをお伝えしていましたが、緊急事態宣言を受け4月23日より原則閉所としたことにより、法人内で再検討し決定したことを下記にてお知らせいたします。

今後の感染拡大の状況や国・県・市等の方針により、変更が生じることがあるかもしれませんが、法人としても柔軟な対応を検討して行きたいと思っております。ご理解ご了承をよろしくお願いいたします。

記

1. 放課後児童クラブの運営について

・ **緊急事態宣言が出ている場合は、これまでと同じように、原則閉所とさせていただきます。**

※ **保護者又はそれに代わる方が全て仕事等で家庭保育が困難な場合に限り、保育をお受けします。**

2. 利用料について

・ **緊急事態宣言が出ている月は、月額ではなく、利用回数に応じた料金に設定させていただきます、料金は1,000円/日とし、上限額は平月の料金と同じ7,000円/月**といたします（4月も日額に変更いたします）。

※1 緊急事態宣言が月の途中で解除された場合は、その月の月末までは日額とさせていただきます。

※2 5月も5月1日時点で緊急事態宣言が出ていますので、日額となります。

※3 4月の利用料は月額でお知らせした金額を4月30日に引き落としをさせていただきますが、4月利用日数をこちらの出席簿で確認させていただき、日額で計算し直し、月額との差額があるご家庭に関しましては5月分の利用料を請求するときに差し引かせていただきますので、ご理解ご了承ください。

3. 昼食について（給食の提供について）

・ 午前中で下校する登校日等におきましては、こちらで給食を用意させていただきます。1日利用の場合（朝から利用の場合）はおかず入りのお弁当を持参ください。

4. 利用について

・ 緊急事態宣言が出ている月に1ヵ月間利用がない場合は特例の休所とさせていただきます。利用料は発生しません。

・ 緊急事態宣言がいつ解除になるか予測がつきにくいのですが、どうしても都合がつかないご家庭に関しましては、5月15日までの利用届を作成していますので、事前提出をお願いします。

お知らせするにあたり、何度も電話連絡をする形になり、お手間をおかけいたしております。上記にも書かせていただきましたが、今後も今後の感染拡大の状況や国・県・市等の方針により、変更が生じることがあるかもしれません。

ご理解ご了承をよろしくお願いいたします。

あすなろ・さくらが丘こどもセンター
所長 杉井 康志